

別紙 2

「苦情解決支援とあっせんに関する業務規程」の一部改正について 新旧対照表

平成 27 年 5 月 29 日

(下線部分変更)

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この業務規程において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ～ (8) (現行どおり)</p> <p>(9) 苦情 顧客が、金融商品取引業者等に対し、<u>金融商品取引業者等として営む業務に関して不満足を表明するもの</u>をいう。</p> <p>(10) ～ (16) (現行どおり)</p> <p>(17) 自己募集その他の取引等 一般社団法人第二種金融商品取引業協会の定款第 3 条第 9 号に規定する自己募集その他の取引等をいう。</p> <p>(18) ～ (23) (現行どおり)</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この業務規程において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ～ (8) (省 略)</p> <p>(9) 苦情 顧客が、金融商品取引業者等の<u>行う業務に関し、金融商品取引業者等に責任若しくは責務に基づく行為を求め、又は損害が発生するとして賠償若しくは改善を求めるものなど、金融商品取引業者等に不満足を表明するもの</u>をいう。</p> <p>(10) ～ (16) (省 略)</p> <p>(17) 自己募集その他の取引等 一般社団法人第二種金融商品取引業協会の定款第 3 条第 7 号に規定する自己募集その他の取引等をいう。</p> <p>(18) ～ (23) (省 略)</p>
<p>(取り扱う相談、苦情及び紛争の範囲)</p> <p>第 4 条 センターが取り扱う相談及び苦情の範囲は、次の各号に掲げる業務に関する相談及び苦情とする。</p> <p>2 あっせん委員が行うあっせんの適用範囲は、紛争のうち、次の各号のいずれかに該当する取引又は業務につき争いがある場合とする。</p> <p>(1) ～ (4) (現行どおり)</p> <p>(5) 自己募集その他の取引等 (一般社団法人第二種金融商品取引業協会の<u>正会員</u>及び電子募集会員の業務に係るものに限</p>	<p>(取り扱う相談、苦情及び紛争の範囲)</p> <p>第 4 条 センターが取り扱う相談及び苦情の範囲は、次の各号に掲げる業務に関する相談及び苦情とする。</p> <p>2 あっせん委員が行うあっせんの適用範囲は、紛争のうち、次の各号のいずれかに該当する取引又は業務につき争いがある場合とする。</p> <p>(1) ～ (4) (省 略)</p> <p>(5) 自己募集その他の取引等 (一般社団法人第二種金融商品取引業協会の<u>正会員</u>の業務に係るものに限る。)</p>

新	旧
<p>る。)</p> <p>(6)、(7) (現行どおり)</p>	<p>(6)、(7) (省 略)</p>
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、センターが別に定める日から施行する。</p> <p>(注) 「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(平成 26 年 5 月 30 日公布)の施行日は、平成 27 年 5 月 29 日。</p>	